

議案第 5 0 号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 5 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の一部改正により、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことから、これに伴う所要の改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び  
に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条  
例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する  
 条例 新旧対照表

新	旧
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>以下省略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>以下省略</p>